（廃止措置の終了の確認の申請）

**第七条の五の十**　法第十二条の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　工場又は事業所の名称及び所在地

［三～五　略］

［2・3　略］

（廃止措置の終了確認の基準）

**第七条の五の十一**　法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

［二・三　略］

（旧製錬事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

**第七条の五の十二**　法第十二条の七第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第七条の五の六の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧製錬事業者等の廃止措置計画の提出期限）

**第七条の五の十三**　［略］

（旧製錬事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請）

**第七条の五の十四**　法第十二条の七第四項の規定により、法第十二条の七第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第七条の五の七の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧製錬事業者等の廃止措置計画の軽微な変更）

**第七条の五の十五**　［略］

（別記）

**様式第１の２**（第13条関係）

（表　　面）

［略］

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

**第12条**　［略］

**第78条**　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四　第12条第６項（第22条第６項、第37条第６項、第43条の３の24第６項、第43条の20第６項、第50条第６項、第51条の18第６項、第57条第６項又は第64条の３第８項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（廃止措置の終了の確認の申請）

**第七条の五の七**　法第十二条の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］

二　廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

［三～五　同上］

［2・3　同上］

（廃止措置の終了確認の基準）

**第七条の五の八**　法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設について放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

［二・三　同上］

（旧製錬事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

**第七条の五の九**　法第十二条の七第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第七条の五の三の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧製錬事業者等の廃止措置計画の提出期限）

**第七条の五の十**　［同上］

（旧製錬事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請）

**第七条の五の十一**　法第十二条の七第四項の規定により、法第十二条の七第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第七条の五の四の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧製錬事業者等の廃止措置計画の軽微な変更）

**第七条の五の十二**　［同上］

（別記）

**様式第１の２**（第13条関係）

（表　　面）

［同上］

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

**第12条**　［同上］

**第78条**　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四　第12条第６項（第22条第６項、第37条第６項、第43条の３の24第６項、第43条の20第６項、第50条第６項、第51条の18第６項、第56条の３第６項又は第64条の３第８項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者